

〔播磨風土記印南郡〕舍藝里本名瓶落土申上落所以號瓶落者、難波高津御宮○仁御世、私部局取等遠祖他田熊千、瓶酒著於馬尻、求行家地、其瓶落於此村、故曰瓶落又有酒山、大帶日子天皇○景御世、酒泉涌出、故曰酒山百姓飲者、卽醉相鬭相亂、故令埋塞、後庚午年有人堀出、于今猶有酒氣。

〔十訓抄七〕昔元正天皇御時、美濃國に貧く賤き男有けるが、老たる父を持たり、此男山の草木を取て、其直を得て父を養ひけり、此父朝夕あながちに酒を愛しほしがる、依之男なりひさごと云物を腰に付て、酒を沽家に行て、常に是を乞て父を養ふ、或時山に入て薪をとらんとするに、苦深き石にすべりて、うつふしにまろびたりけるに、酒の香しければ、思はずにあやしとて、其あたりをみるに、石中より水流出事有、其色酒に似たり、汲てなむるにめでたき酒也、うれしく覺えて、其後日々に是を汲てあくまで父を養ふ、時に帝此事をきこしめして、靈龜三年九月に其所へ行幸有て御覽じけり、

〔續日本紀元正〕養老元年九月丙辰、幸當耆郡○美多度山美泉賜從駕五位已上物各有差、
〔續日本後紀仁明十三〕承和十年三月丙辰、出雲權守正四位下文室朝臣秋津卒、○中七月二〇承和任右衛門督監察非達、最是其人也、亦論武藝足稱驍將、但在飲酒席似非大夫、每至酒三四杯必有醉泣之癖、故也、

〔徒然草上〕下部に酒のまする事は心すべき事也、宇治に住侍けるおのこ京に具覺房とてなまめきたる遁世の僧を、こじうとなりければ、づねに申むつびけり、ある時迎に馬をつかはしたりければ、はるかなる程なり、口つきのおのこに先一度せさせよとて、酒をいだしたれば、さしうけさしうけよ、とのみぬ、太刀打はきてかひぐしげなれば、頬もしく覺えて召ぐして行程に、木幡の邊にて、奈良法師の兵士あまたぐしてあひたるに、此男たちむかひて日暮にたり、此山中にあやしきぞ、とまり候へといひて、太刀をひきぬきければ、人も皆太刀ぬき矢はげなどしけるを、具